

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において規定されている教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の運用に係る考え方について、文部科学省の考えを整理しましたので送付します。

事務連絡
令和5年2月1日

各都道府県・指定都市教育委員会 総務担当課 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）

令和4年地方分権改革に関する提案募集において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）について、事務負担の軽減の観点から報告書の作成に係る提案がなされたところです。これを受け、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）において、点検・評価の運用に係る考え方について、地方公共団体に対し周知することとされました。

これを踏まえ、この度、下記のとおり点検・評価に関する考え方を整理しましたので、お知らせします。また、このことについて、都道府県教育委員会におかれては域内の市（政令指定都市を除く。）区町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

- 点検・評価は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たしていくことを目的としたものであり、法の規定に基づき、着実に取り組むことが必要であること。
- 点検・評価の項目や報告書の書式、議会への報告方法等の点検・評価の具体的な方法については、各教育委員会が実情を踏まえて判断すべきものであること。そのため、各教育委員会においては、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、例えば、部局横断的な行政評価のなかで行うことや、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、法第26条第1項の義務を充足したとしても差し支えないこと。

その際、教育委員会が同条に基づく点検・評価を実施していることが分かるよう

に、報告書やホームページ等にその旨を明示する等の工夫があることが望ましいこと。

- ・ なお、同条第2項で規定される「教育に関し学識経験を有する者」とは、教育委員や現職教員・事務局職員等ではない者で、教育に関して公正な意見を述べることが期待できる者が想定されていることに御留意いただきたいこと。

【参考資料】

○令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

（抜粋）

【文部科学省】

（略）

（8）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に係る議会への報告（26条1項）については、同条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の議会への提出（地方自治法（昭22法67）233条5項）をもって行うことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

TEL：03-5253-4111（内線4678）